



# 新たな区域で住宅防音工事ができるようになりました



## 対象となる地区

(騒防法第1種区域内の地区)

・大境、田川の一部、流作、排水機、片巻、和銅谷、しらさぎ台、下加納の一部、上金江津

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)に基づき、国土交通省より騒音区域の追加指定等による告示がなされたことにより、成田国際空港株式会社(NAA)の助成対象となる住宅防音工事区域が拡大されました。(11ページ地図参照)

## 住宅防音工事の概要

### 1 新たに助成対象となる住宅

- ① 拡大した騒防法第1種区域内に、令和2年4月1日時点で所在する住宅(地図緑色の区域)
- ② すでに第1種区域の指定を受けている区域内で、平成23年4月2日から令和2年4月1日の間で建てられ、令和2年4月1日時点で所在する住宅(地図青色の区域:以後、「告示日後住宅」という。)

### 2 助成対象となる住宅防音工事

- ・玄関や窓などの開口部を既存の普通サッシから防音アルミサッシへの取り換えなどの防音工事や空調調和機器(冷暖房設備、換気扇、レンジフード)の設置

## 【防音工事助成内容】

項目		対象内容			
C 工 法	開口部	玄関、窓、掃き出し、土間、はめ殺し、トイレ及び風呂の扉などの防音対策			
	世帯員数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機設置限度台数	1台	2台	2台	2台
	換気設備設置限度台数	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	235万円	350万円	465万円	575万円
自己負担	助成限度額内の場合には、防音工事および空調調和機器の設置に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。ただし、告示日後住宅の空調調和設置工事については、一部自己負担があります。設計管理費については、NAAが100%負担します。				

## 注意事項!

- ① 住宅防音工事の助成限度額や空調調和機器の設置限度台数は、世帯の人数(助成金交付申請時における人数)によって決まります。
- ② すでに河内町による民家防音工事助成を受けている住宅は、定められている防音の設計基準を満たさない部分のみ防音工事を受けられ、空調調和機器は設置限度台数まで追加できます。

防音設計基準を満たしていない住宅への空調調和機器のみの設置はできません。



## 町の事業で空調調和機器を設置した方へ

河内町民家防音工事補助事業により空調調和機器を設置後10年以上が経過し、今後、空調調和機器の更新を実施する住宅は、防音基準を満たさない部分について、NAAが助成する住宅防音工事(補完的な防音工事)を実施してから、空調調和機器の更新工事(一部自己負担があります。)を行うこととなります。

## 工事に関する問合せ先【実施主体】

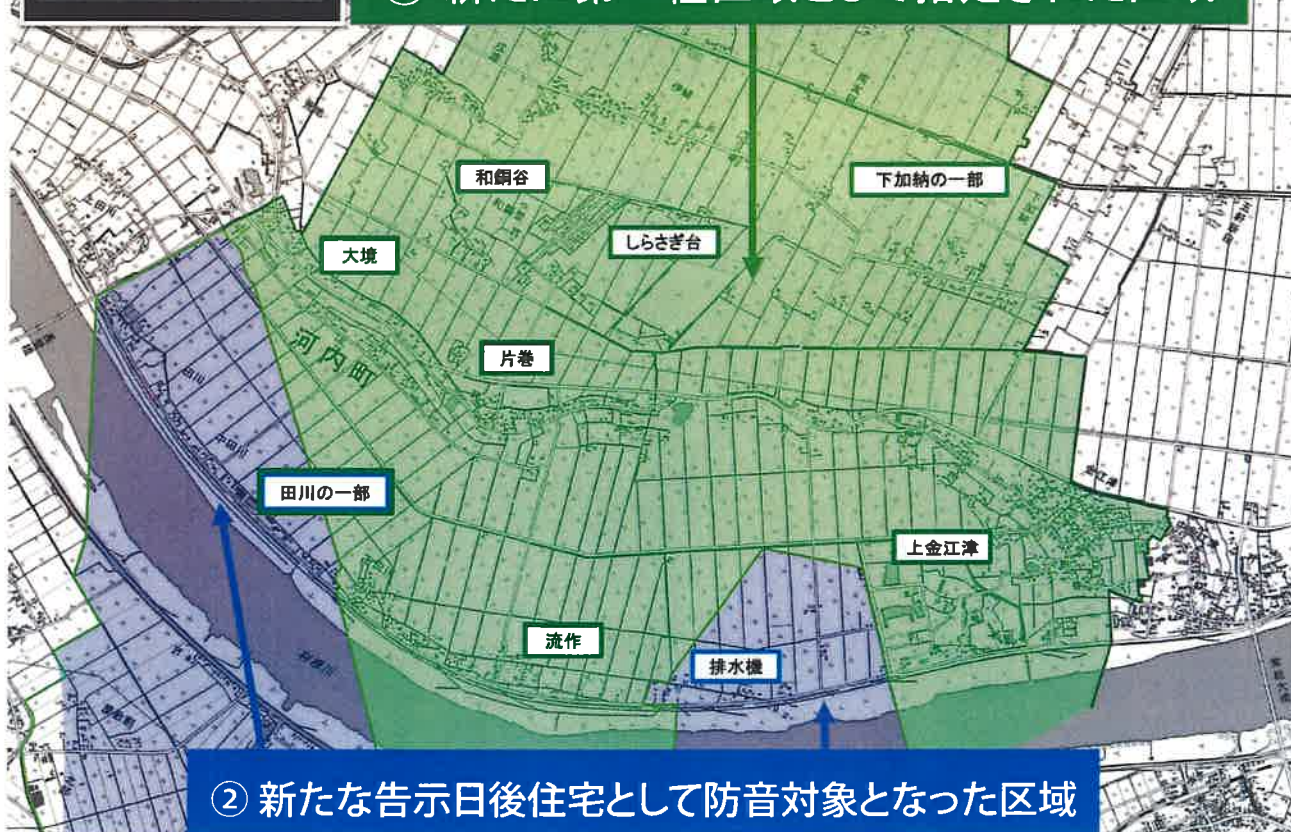
成田国際空港株式会社地域共生部 住宅防音工事担当  
成田市成田国際空港内 NAAビル ☎ 0476-34-5874

## 申請書類の請求および提出に関する問合せ先

都市整備課 ☎ 0297-84-6956

## 住宅防音工事区域

### ① 新たに第一種区域として指定された区域



### ② 新たな告示日後住宅として防音対象となった区域